

平成 15 年 8 月 6 日 消防危第 81 号

共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について

共同住宅等における燃料供給施設については、従前より「配管による灯油の供給施設に関する運用基準について」（昭和 44 年 11 月 26 日付け消防予第 269 号）により運用をお願いしているところですが、今般、新たな供給方式の開発・普及が見込まれること等を踏まえ、下記のとおり運用上の指針を定めました。

つきましては、本通知による運用にご配慮いただくとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知中においては、法令名等について次のとおり略称を用いましたのでご承知願います。

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）・・・・・・・・・法
 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）・・・・・・令
 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）・・・・・・則

記

第 1 共同住宅等における燃料供給施設に関する消防法令の適用等

共同住宅（一部に貸事務所・店舗を有するものも含む。）、学校、ホテル等（以下「共同住宅等」という。）に灯油又は重油（以下「灯油等」という。）を供給する燃料タンクを設け、これから各戸又は各教室に設けられている燃焼機器に配管によって灯油等を供給する施設（以下「共同住宅等の燃料供給施設」という。）については、下表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる法令が適用されること。

区分	消防法令の適用
専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び配管その他の設備	専用タンクの容量が指定数量以上である場合は燃料供給施設として一の一般取扱所として法第 3 章が適用
燃焼機器等	法第 9 条に基づき市町村の火災予防条例が適用
冷暖房用等のボイラー	危険物の取扱最大数量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設とは別の一般取扱所として法第 3 章が適用。指定数量未満である場合は燃料供給施設の一般取扱所に含めて一の一般取扱所として法第 3 章が適用

* 表中の用語の定義については、次のとおり。

「専用タンク」： 灯油等の燃料を貯蔵する主たる燃料タンクであって、当該一般取扱所専用
 に使用するタンク。ただし、表中の冷暖房用等のボイラーに限り別の配管により専用タンクに接続することができること。

「中継タンク」： 専用タンクと戸別タンクとの間に中継のために設けられるタンク

「戸別タンク」： 専用タンクから各戸の燃焼機器までの間に設けられるタンクのうち最も燃焼機器に近いタンク。

「供給配管等」： 専用タンク、中継タンク、戸別タンクの間を接続する配管、専用タンクに設けられるポンプ設備等

「燃焼機器等」： 戸別タンクの払出配管から燃焼機器（室内の冷暖房、温湯の供給等をする機器をいう。）までの部分

第2 一般取扱所となる共同住宅等の燃料供給施設に関する運用

1 燃料供給施設の位置、構造及び設備に関する事項

燃料供給施設のうち、別紙1に掲げる要件に適合するものにあつては、一般取扱所として次により運用して差し支えないこと。

- (1) 令第19条第1項において準用される令第9条の規定のうち、同条第1項第1号、第2号、第4号から第16号まで及び第18号から第20号までについては、令第23条を適用し、当該規定を適用しないこととして差し支えないこと。
- (2) 一般取扱所としての許可に係る部分は、建築物全体ではなく、危険物の取扱いに係る専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び供給配管等の部分に限ることができること。なお、専用タンクに別の配管を接続して冷暖房用等のボイラーを設ける場合にあつては、第1の表中の取扱いによること。

2 危険物取扱者に関する事項

危険物施設となる共同住宅等の燃料供給施設においては、法第13条第3項の規定に従つて危険物の取扱いを行う必要があること。

- (1) 専用タンクに危険物を荷卸しする場合は、荷卸しする移動タンク貯蔵所の危険物取扱者と一般取扱所の危険物取扱者の双方が立ち会う必要があること。
- (2) 通常の燃料消費に伴う危険物の取扱いについても、危険物取扱者による取扱い等が必要であるが、次のいずれかにより運用することとして差し支えないこと。この場合において、当該施設における監視・制御等の方法、これに係る人員・組織等について、あらかじめ明確化されていること（別紙1）。

ア 危険物取扱者の資格を有する共同住宅等の管理人等が監視・制御等を行う方式（数棟を一括管理している場合を含む。）

イ 共同住宅等が管理会社、燃料の販売店等に業務を外部委託し、当該管理会社、販売店等の危険物取扱者が監視・制御等を行う方式（ウに掲げる場合を除く。）。この場合において、当該危険物取扱者は、監視・制御等を行う共同住宅等において、異常がないことを1日1回以上確認すること。

ウ 電話回線等を活用して、戸別タンクへの灯油等の供給に関する監視・制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所において行う方式

なお、危険物の取扱い状況を監視することはできるが、遠隔制御することができない方式にあつては、漏えい等の異常を検知した場合に即応できる体制を構築する必要があること。

また監視・制御等が当該施設の所在する市町村の区域外において行われるときには、当該施設が設置される区域を管轄する市町村長等は、当該施設の監視・制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の区域に設置される場合には、当該区域を管轄する都道府県知事）と必要に応じ情報交換等を行う必要があること。

第3 運用上の留意事項

本通知の発出に伴い、別紙2に掲げる従前の通知等を廃止する。ただし、現に存する共同住宅等の燃料供給施設については、なお従前の例によることとして差し支えないこと。

一般取扱所となる共同住宅等の燃料供給施設に関する技術指針

1 中継タンクを有する供給方式（例図 1～2）

- (1) 設置場所は、耐火構造の建築物又は壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造った建築物とすること。
- (2) 専用タンクは、令第 12 条第 1 項（第 3 号を除く。）若しくは第 2 項（同項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 3 号を除く。）又は第 13 条第 1 項（第 5 号を除く。）、第 2 項若しくは第 3 項（これらの項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 5 号を除く。）の規定の例によること。
- (3) 中継タンクは、次によること。
 - ア 一の中継タンクの容量は、1000ℓ未満とすること。この場合において、中継タンクは、一の施設につき複数設けることができること。
 - イ 中継タンクを屋上に設ける場合は、灯油等が漏れたときにその流出を防止するため、次により周囲に防油堤を設けること。（例図 3）
 - (イ) 防油堤の容量は、中継タンクの容量（中継タンクが複数設けられる場合には、最大のものの容量）以上とすること。
 - (イ) 防油堤は、鉄筋コンクリートで造り、その中に収納された灯油等が当該防油堤の外に流出しない構造であること。
 - (イ) 防油堤には、雨水の浸入を防ぐ、不燃材料で造った覆いを設けること。
 - (イ) 防油堤の覆いは、堤内のタンクの点検に支障のない構造であること。
 - ウ 中継タンクを屋内に設ける場合は、タンク専用室に設けることとし、その室のしきい、せき等の高さは、中継タンクの容量以上の量を収納することができる高さとする
- エ 中継タンクには、灯油等のあふれを防止するため、専用タンクに接続された専用の戻り管（当該戻り管を（4）キに規定する戸別タンクの戻り管と共用する場合を含む。）を設けること。この場合において、戻り管の口径は、専用タンクからの供給用の配管の口径より大きいものとする
- オ 中継タンクの戻り管には、弁を設けないこと。
- カ 中継タンクは、アからオまでによるほか、令第 11 条第 4 号（特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクに係る部分を除く。）、第 5 号から第 9 号、第 11 号及び第 12 号又は第 12 条第 5 号から第 8 号及び第 10 号から第 11 号の規定の例によること。

ただし、容量 200ℓ 以下の中継タンクの板厚については、厚さ 2.3mm 以上の鋼板とすることができる。
- (4) 中継タンクと各戸の燃焼機器との間には、戸別タンク（数戸共用のタイプを含む。）を設けること。この場合において、戸別タンクは次によること（例図 4）。

- ア 戸別タンクの容量は、30ℓ以下とすること。
- イ 戸別タンクは、厚さ 1.2mm 以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造ること。なお、通気管は、設けないことができるものであること。
- ウ 戸別タンクは、各戸の住居以外の部分（廊下、階段、踊り場、ホール等の共用部分）から容易に点検でき、避難上支障とならない場所に設けること。
- エ 戸別タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。ただし、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。
- オ 戸別タンクは、地震等の際に容易に転倒しないよう固定すること。
- カ 戸別タンクの架台は、不燃材料で造ること。
- キ 戸別タンクには、灯油等のあふれを防止するため専用タンクに接続された専用の戻り管を設けることとし、その口径は、供給用の配管の口径より大きいものとする

ただし、専用の戻り管を設置すると同等の機能を有する配管を設ける場合は、この限りでない（例図 4-2）。

- ク 戸別タンクの戻り管には、弁を設けないこと。
 - ケ 戸別タンクに大気圧を超える圧力がかかった場合に、各戸に設けられる燃焼機器が異常燃焼を防止する機能を有し、又は、戸別タンクと燃焼機器の間に減圧装置が設けられていること。この場合、大気圧を超える圧力として、落差圧力を考慮すれば足りるものであること。
- (5) 配管は、令第 9 条第 1 項第 21 号の規定の例によるほか、次によること。
- ア 配管の接続部分の点検が容易でない場所に設けられる配管及び専用タンクと建築物との連絡部分に設けられる立ち上がり配管の接続は、溶接等によること。
 - イ 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接続部分を設けないこと。
 - ウ 配管には、見易い箇所に取り扱う危険物の物品名を表示すること（幅 30cm 以上の帯状で、地：黄色、文字：黒色）。なお、当該表示については、室内にある配管にあつては、点検のために設けた開口部にある配管ごとに、屋外にある配管にあつては、見易い箇所に 1 箇所以上表示すること。
 - エ 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、戸別タンクごとに緊急の際に容易に灯油等の供給を遮断できる自動又は手動の弁を設けること（例図 4）。
 - オ 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、エの弁を閉鎖することによって当該戸別タンク以外の戸別タンクへの灯油等の供給を遮断しない措置が講じられていること（例図 4）。
- (6) 消火設備は、次によること。
- ア 専用タンクには、第 5 種の消火設備を 2 個以上設けること。
 - イ 中継タンクには、第 5 種の消火設備を 1 個以上設けること。

ウ 戸別タンクに対する第5種の消火設備は、建築物の各階の階段（屋外の非常階段を除く。）の踊り場ごとに、またエレベーターがある場合はそのホールごとに1個以上設けること。ただし、階段の踊り場とエレベーターホールが近接している場合は、階段の踊り場に1個以上設けることで差し支えない。

なお、当該消火設備については、法第17条の規定により設置することとなる消火設備と兼用することはできないこと。

(7) その他の設備

ア 専用タンクから戸別タンクへ灯油等を供給する系統には、緊急の際、灯油等の供給が遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）を設けること。緊急遮断装置については、専用タンクのポンプ設備を停止し、かつ、中継タンクから戸別タンクへの灯油等の供給を同時に遮断できる性能を有すること。

イ 緊急遮断装置には、見易い箇所に緊急遮断装置である旨を表示した標識を設けること（地：赤色，文字：白色）。

2 中継タンクを有しない供給方式（例図5）

(1) 設置場所は、1（1）の例によること。

(2) 専用タンクは、1（2）の例によること。

(3) ポンプは電磁ポンプとし、次によること。

ア 電磁ポンプは、油漏れのない構造であること。

イ 電磁ポンプには、設定以上の圧力にならないよう圧力調整バルブを設けること。

(4) 戸別タンクは、1（4）の例によるほか、次によること（例図6）。

ア 戸別タンクには、フロートスイッチを設けることとし、液面を次のとおり制御すること。

(ア) フロートスイッチの下限で電磁ポンプが作動し、かつ、当該戸別タンクに燃料を供給する弁が開放すること。

(イ) フロートスイッチの上限で電磁ポンプが停止し、かつ、当該戸別タンクの燃料供給弁が閉鎖すること。

(ウ) フロートスイッチの故障に備えて、(イ)の上限を超えた場合の電磁ポンプ停止機能を別途設けること。

(エ) フロートスイッチの作動により電磁ポンプが停止した場合には、戸別タンクに燃料を供給する弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁が閉鎖すること。

イ 戸別タンクには、フロートスイッチの状態を表示すること。

ウ 戸別タンクには、緊急の際当該タンクへの燃料供給を容易に遮断できる弁を設けること。当該弁は電磁ポンプの最大圧力及び電磁ポンプ停止後の落差圧に十分耐えるものであること。

エ 戸別タンクの設置高さは、燃焼器具から垂直方向に2.5m以下とすること。ただし、

減圧装置を設けた場合は、この限りでない。

(5) 配管は、1 (5) によるほか、ポンプ吐出側の配管には、燃料の供給を遮断できる弁を設けること。

(6) 消火設備は、1 (6) ア、ウによること。

(7) その他の設備は、1 (7) イによるほか、次によること。

ア 緊急の際に、電磁ポンプを停止させ、かつ、戸別タンクの燃料供給弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁を閉止させる緊急遮断装置を設けること（例図5）。

イ 緊急遮断装置には、1 (7) イと同様の標識を設けること。

ウ 制御回路に異常が発生したときは、燃料の供給を停止すること。

エ 地下タンクから電磁ポンプまで落差が大きく、又は横引き長さが長い場合灯油等を地下タンクから電磁ポンプのみでは有効に吸引できないときに用いる補助的なポンプ（以下「オイルリフター」という。）を設置する場合は、次によること。

(ア) オイルリフターは、電磁ポンプ以外への燃料供給を行わないこと。

(イ) オイルリフターは、電磁ポンプの吐出能力以上の吸上能力を有すること。

(ウ) オイルリフターには、あふれ防止装置（フロート）及び戻り管を設置すること。

この場合において、当該戻り管には弁を設けないこと。

(エ) オイルリフターは、十分な容量（概ね10以上）のサービスタンクが設けられているなど、電磁ポンプによる燃料供給に支障のないように措置されていること。

3 その他

1及び2によるほか、次に係る事項を明確にすること。

(1) 供給設備の監視、制御等を行う場所

(2) 供給設備の監視、制御等を行う体制

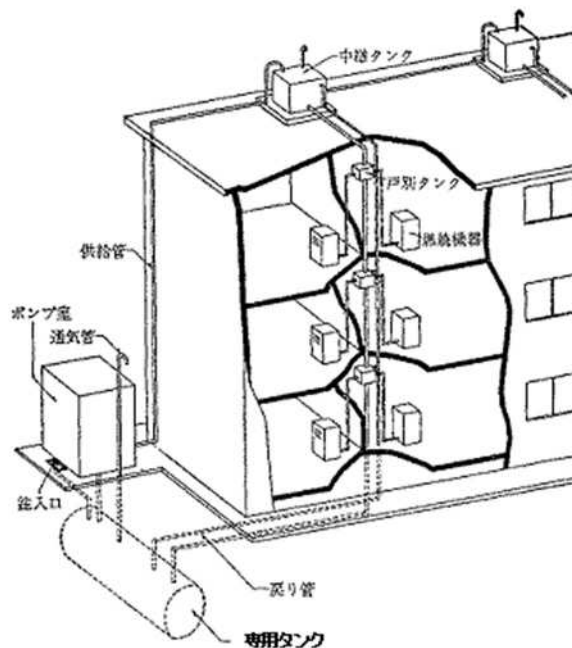
(3) 供給設備等における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制

別紙2

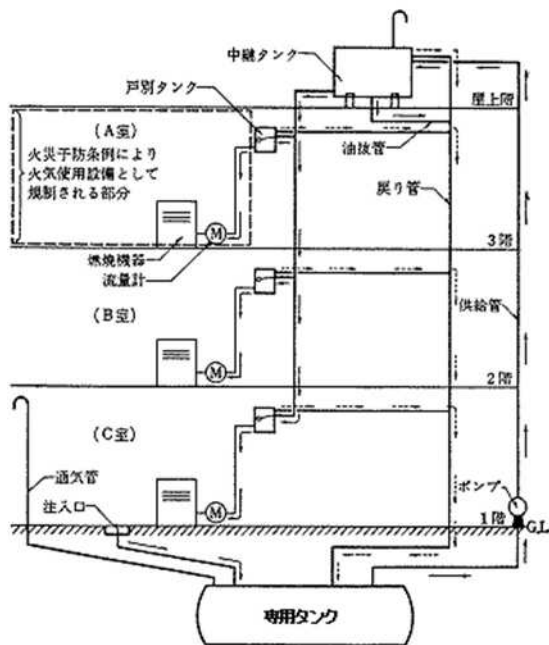
廃止する通知一覧

- 1 昭和44年11月26日付け消防予第269号消防庁予防課長通達「配管による灯油の供給施設に関する運用基準について」
- 2 昭和45年5月4日付け消防予第83号秋田県厚生部長あて予防課長回答「配管による灯油の供給施設の建築物制限」
- 3 昭和45年8月4日付け消防予第159号東京消防庁消防総監あて予防課長回答「配管による灯油の供給施設の設置対象物」
- 4 昭和45年9月11日付け消防予第183号北海道総務部長あて予防課長回答「配管による重油の供給施設」
- 5 昭和56年7月29日付け消防危第98号岐阜県あて危険物規制課長回答「配管による灯油の供給施設」
- 6 昭和60年11月8日付け消防危第126号北海道あて危険物規制課長回答「配管による灯油の供給施設の主タンク」
- 7 平成12年3月14日付け消防危第24号北海道総務部長あて危険物規制課長回答「階層住宅における暖房・給湯用燃料の供給システムについて」

例図1 中継タンクを有する方式

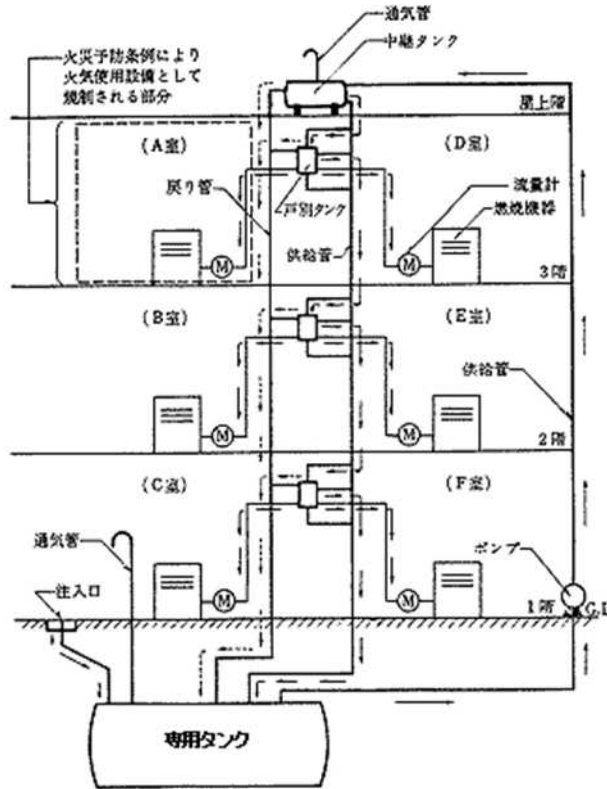


例図2-1 中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例1）



〈注〉
 1. —→印は、油の流れる方向を示す。
 2. - - - ->印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す。

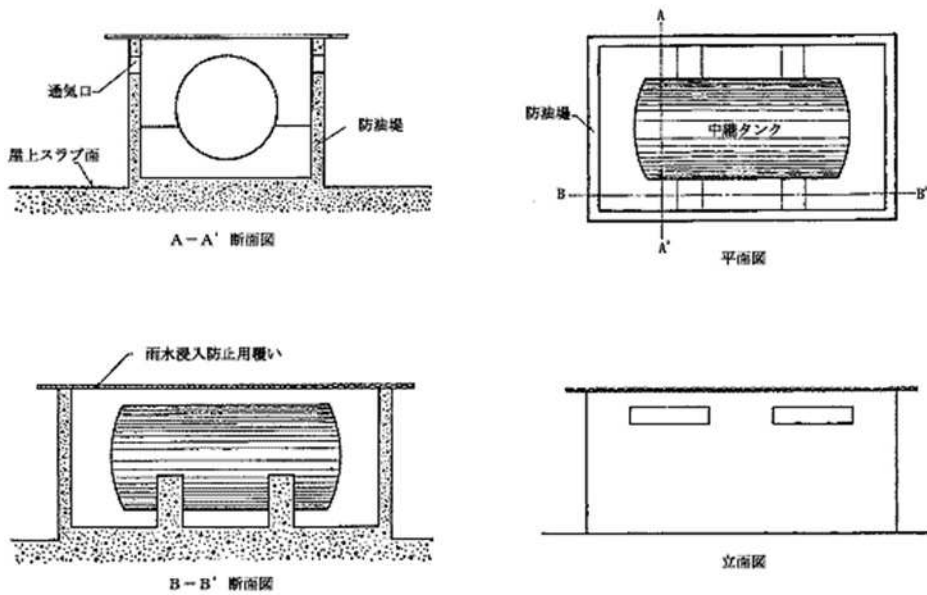
例図 2-2 中継タンクを有する方式の燃料系統図 (系統例 2)



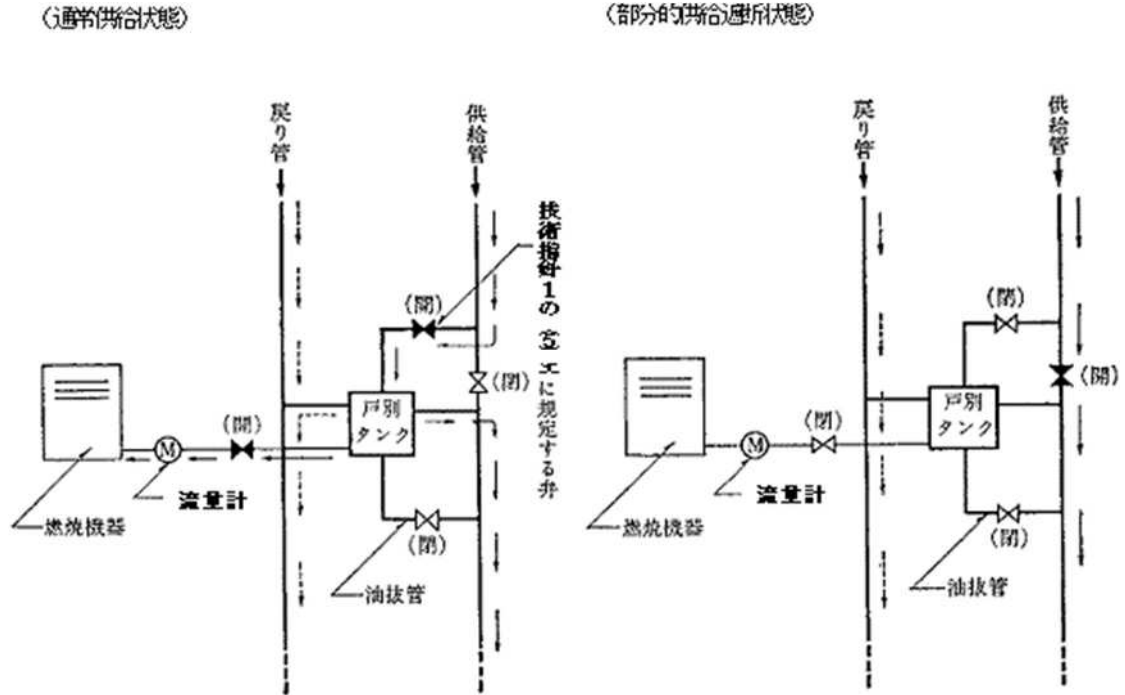
〈注〉

1. —→印は、油の流れる方向を示す。
2. - - -印は、油が過剰に供給された場合の循環回路を示す。

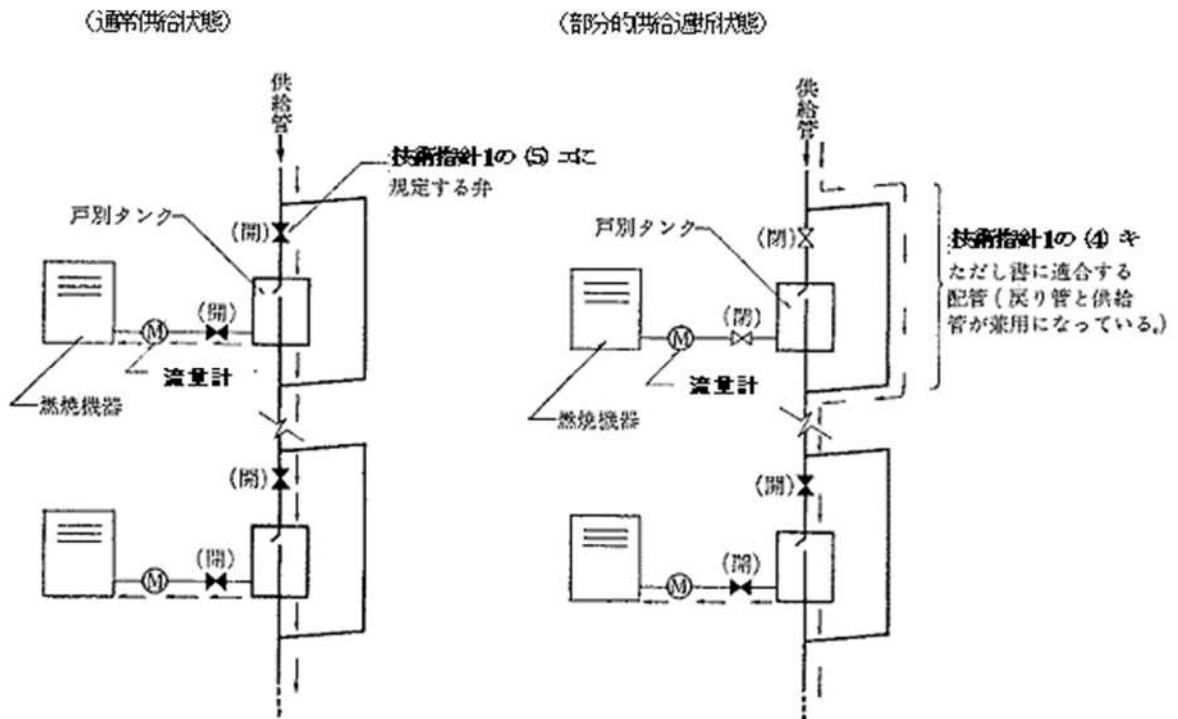
例図 3 中継タンクの防油堤概略図



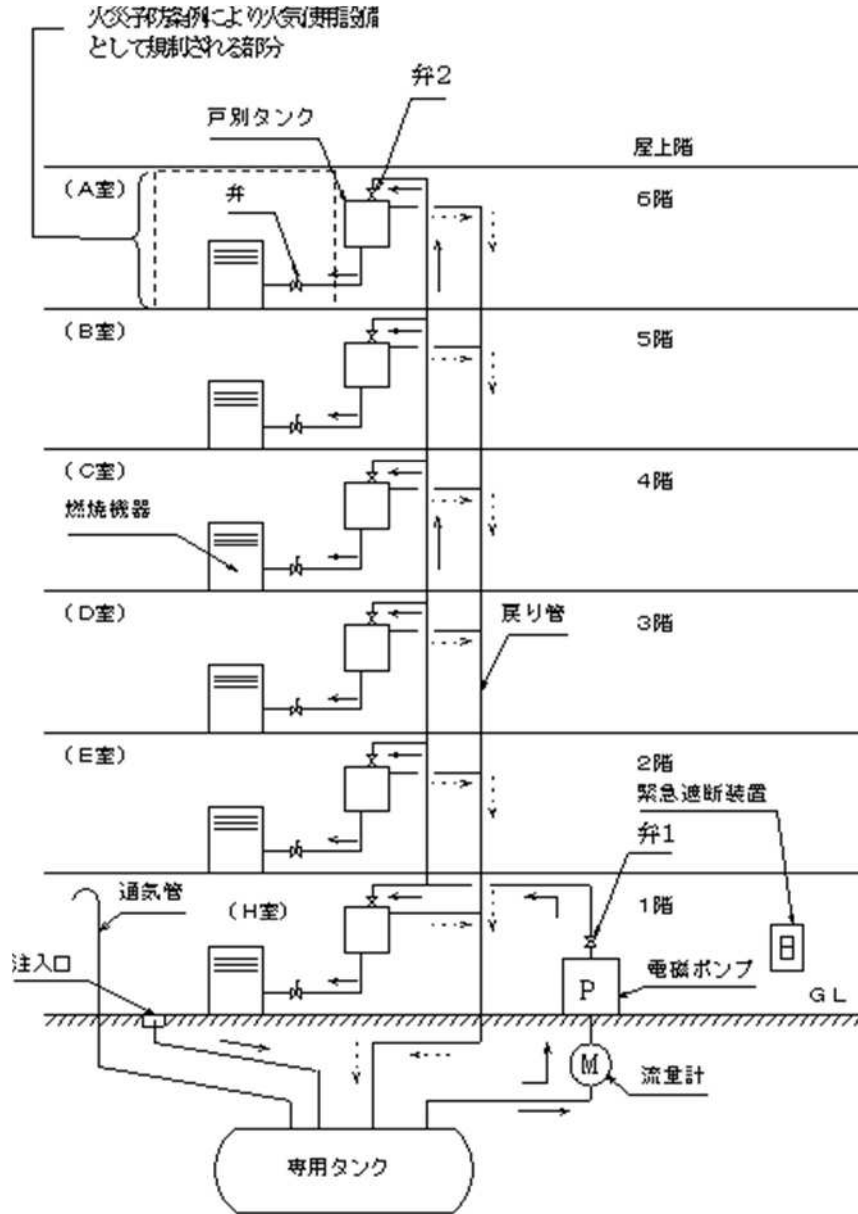
例図 4 - 1 燃料供給系統詳細図 (系統例 1)



例図 4 - 2 燃料供給系統詳細図 (系統例 2)

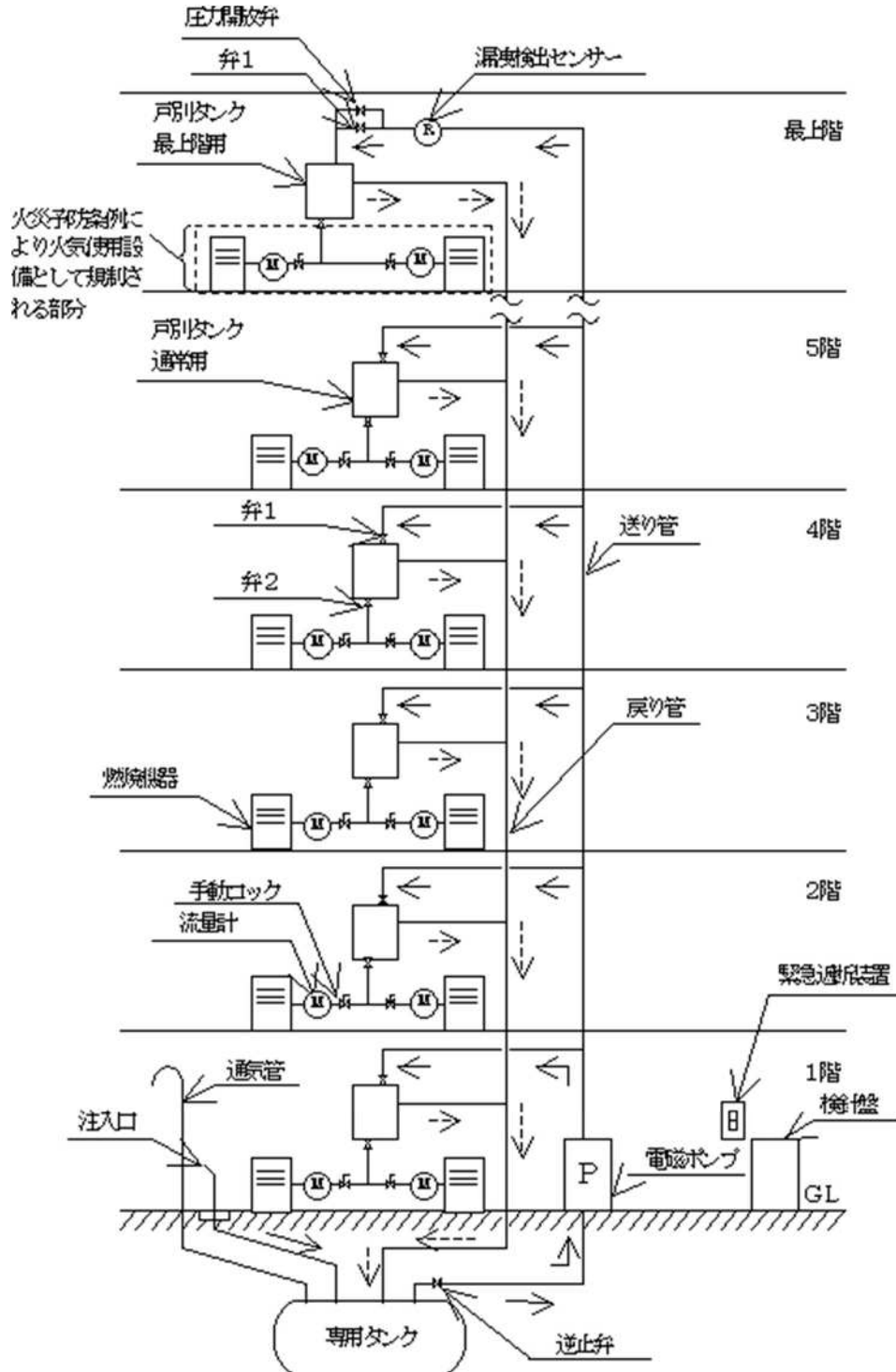


例図 5-1 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図（系統例 1）



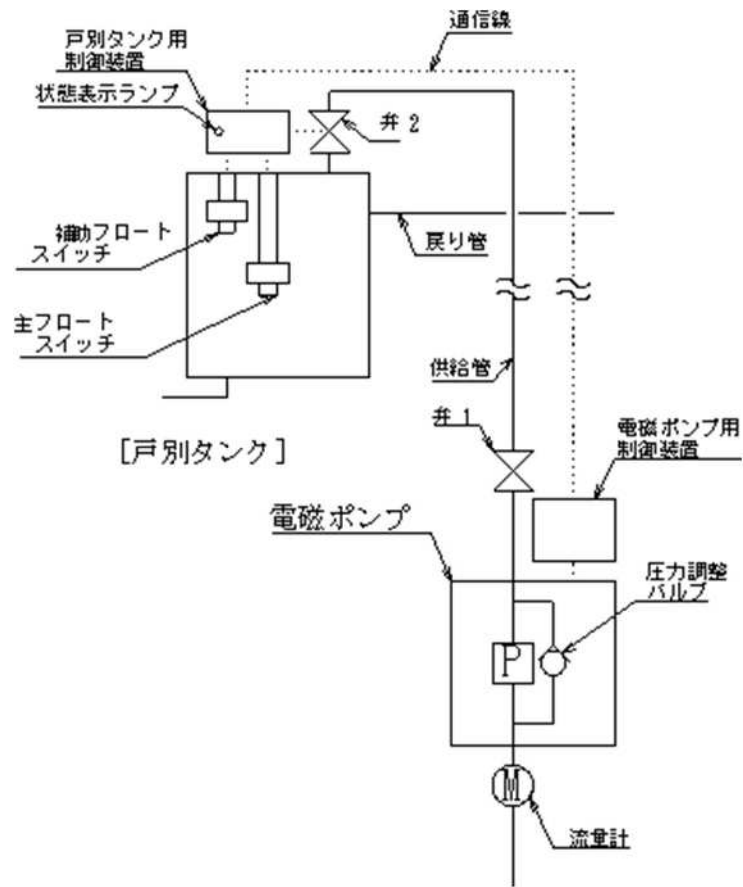
- <注>1. 緊急遮断装置により電磁ポンプ停止、弁1、弁2は閉止、
 2. —>印は、油の流れる方向を示す、
 3. - - ->印は、油が過剰に供給された場合の帰還回路を示す、

例図 5-2 中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図（系統例 2）

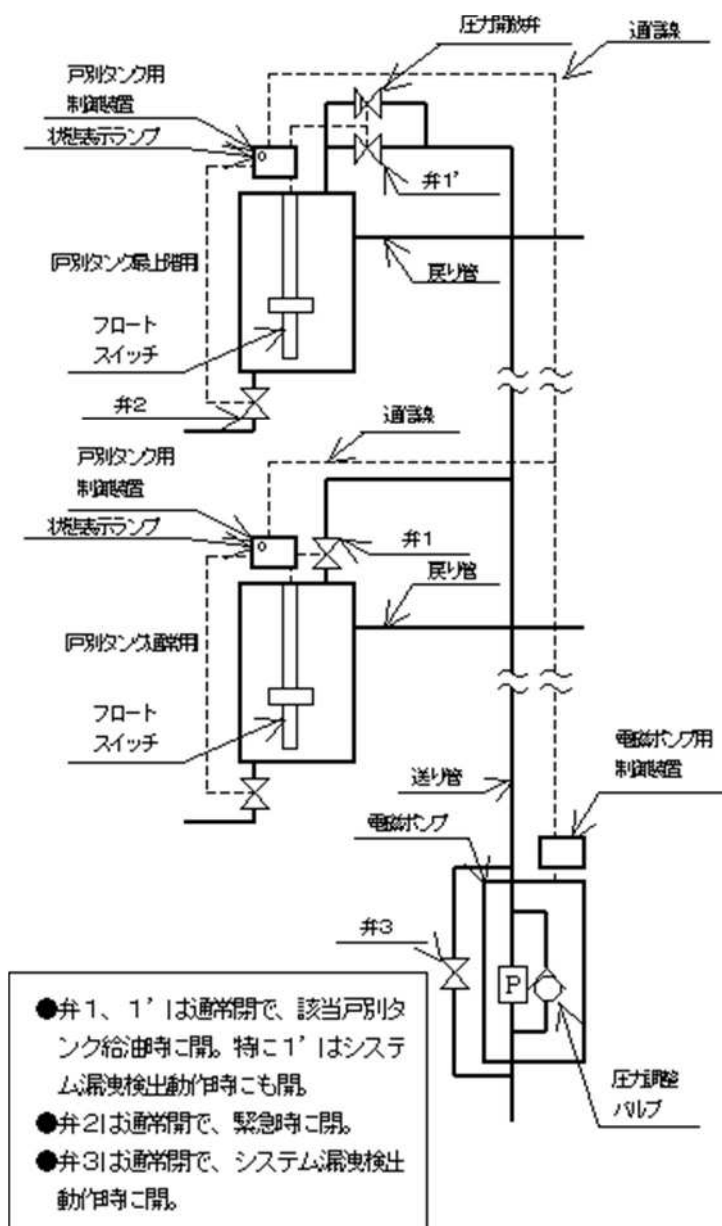


- ① 緊急遮断装置により電気ポンプ停止、弁1、弁2は閉止。
 ② 印は、油の溜る方向を示す。
 ③ 印は、油の側に供給された場合の流量を示す。

例図 6-1 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図 (方式例 1)



例図 6-2 戸別タンクと電磁ポンプの詳細図 (方式例 2)



平成 10 年 3 月 16 日消防危第 28 号

複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について（通知）

一般取扱所のうち、その取扱形態を類型化することができるものは、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）第 19 条第 2 項に基づき同条第 1 項の基準の特例が定められているが、同条第 2 項各号のうち 1 の号の取扱形態を有し、かつ、それ以外の取扱形態も有する一般取扱所については、当該一般取扱所が同条第 2 項各号の取扱形態に適合しないこととなるため、従前より同条第 1 項の位置、構造及び設備の基準によりその設置がなされてきたところである。

これらの一般取扱所の中には、同条第 2 項の基準の特例が適用された一般取扱所に比べ、複数の取扱形態が組み合わせられることにより危険性が増大するおそれがないものが含まれており、かかる一般取扱所については、同条第 2 項の基準の特例（第 4 号及び第 5 号に係るものを除く。）と同様、室内に当該一般取扱所を設置することとして差し支えないものと考えられる。

このことをふまえ、同条第 1 項の基準について令第 23 条を適用し、同条第 2 項各号に掲げられた取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所を室内に設置する場合の運用について、別紙のとおり、「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用指針」を定めたので、執務上の参考とされたい。

なお、当該指針に掲げられた取扱形態の一般取扱所以外にも、一定の安全性を有すると判断される一般取扱所について、市町村長等が令第 23 条を適用することにより、同条第 2 項の基準の特例（第 4 号及び第 5 号に係るものを除く。）と同様の条件により、室内に当該一般取扱所を設置することが否定されるものではないことを念のため申し添える。

おって、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用指針

- 1 (1)アからキまでに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であつて、(2)及び(3)に適合し、かつ、2(1)から(2)までに掲げる位置、構造及び設備を満足するものには、令第23条を適用し、令第19条第1項において準用する令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定（(1)オ及びカに掲げる取扱形態以外の取扱形態を有しない一般取扱所にあつては第18号及び第19号の規定を含む。）を適用しないことができるものであること。
 - (1) 危険物の取扱形態
 - ア 塗装、印刷又は塗布のために危険物（第二類の危険物又は第四類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う形態
 - イ 洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態
 - ウ 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う形態
 - エ ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
 - オ 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
 - カ 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）としての危険物の取扱形態
 - キ 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱形態
 - (2) 建築物に設けられた一般取扱所であること。
 - (3) 指定数量の倍数が30未満であること。
- 2 一般取扱所の位置、構造及び設備
 - (1) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること（1(1)エ及びオに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
 - (2) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
 - (3) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること（1(1)オ及びカに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）。
 - (4) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあつては上階の床）

を耐火構造とすること。ただし、1(1)ア又はイに掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあつては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。

- (5) 1(1)エに掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあつては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
- (6) 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の1/5未満のものを除く。）の周囲には、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。ただし、1(1)オ及びカに掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあつては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。
- (7) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、1(1)ウに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- (8) 危険物を加熱する設備（1(1)イ又はキの危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
- (9) 1(1)キの危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
- (10) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。
- (11) 規則第33条第1項第1号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、規則第34条第2項第1号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第一種、第二種及び第三種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第四種の消火設備を設けないことができること。
- (12) 規則第28条の5第2項第3号から第8号まで及び規則第28条の5第2項第2号の基準に適合するものであること。

平成 11 年 6 月 2 日消防危第 5 3 号

ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準について

近年、従来の蓄電池と比較して高い電力貯蔵能力を有するナトリウム・硫黄電池が開発され、電力負荷平準化のための電力貯蔵用の蓄電池として実用化段階になってきているところである。当該電池は、内部に第二類の危険物である硫黄と第三類の危険物であるナトリウムを用いているため、取り扱う危険物の数量が指定数量以上となる場合には、危険物の一般取扱所に該当するものであるが、密閉した単電池を複数組み合わせた電池（以下「モジュール電池」という。）として使用されるものであり、高い安全性を有することが確認されているところである。

このため、今般、ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所（以下「ナトリウム・硫黄電池施設」という。）のうち、一定の要件に適合するものについては、下記のとおり、位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を適用して差し支えないこととしたので通知する。

貴職におかれては、下記事項に十分留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管内の市町村に対してもこの旨周知され、よろしくご指導願いたい。

記

第 1 ナトリウム・硫黄電池施設に基準の特例を適用する要件

ナトリウム・硫黄電池施設に基準の特例を適用する要件は、次のとおりである。

- 1 当該施設に使用するナトリウム・硫黄電池は、密閉構造の単電池を組み合わせてモジュール電池とした構造のもので、別添に掲げる火災安全性能を有するものであること。
- 2 当該施設には、ナトリウム・硫黄電池及び関連する電気設備等（直交変換装置、変圧器、遮断機、開閉器、直交変換制御装置等）以外の設備等を設置しないこと。

第 2 ナトリウム・硫黄電池施設に係る位置、構造及び設備の技術上の基準の特例

第 1 に定める要件に適合するナトリウム・硫黄電池施設においては、次の位置、構造及び設備の技術上の基準の特例を適用して差し支えないこと。

1 ナトリウム・硫黄電池を専用の建築物に設置する施設の基準の特例

ナトリウム・硫黄電池施設のうち、その位置、構造及び設備が次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合するものについては、令第 19 条第 1 項において準用する令第 9 条第 1 項の基準のうち第 1 号、第 2 号及び第 4 号並びに令第 20 条第 1 項の規定は適用しないこととして差し支えないこと。

(1) 保有空地

ナトリウム・硫黄電池施設の建築物が壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とした建築物以外の建築物である場合には、ナトリウム・硫黄電池施設の建築物の周囲に 3

m以上の幅（当該建築物の外壁から3m未満の場所に防火上有効な塀を設ける場合には、当該塀までの幅）の空地进行を保有すること。

(2) 消火設備

次の要件に適合すること。

ア 設置される電気設備の消火に適合する第五種の消火設備をナトリウム・硫黄電池施設の床面積100㎡以下ごとに1個設置していること。

イ ナトリウム・硫黄電池施設の床面積が200㎡以上となる場合には、設置される電気設備の消火に適合する第三種の消火設備を設置していること。

2 ナトリウム・硫黄電池を建築物の一部に設置する施設の基準の特例

ナトリウム・硫黄電池施設の範囲を建築物の一部に設ける室に限る場合、当該施設のうち、その位置、構造及び設備が次の(1)から(3)に掲げる基準に適合するものについては、令第19条第1項において準用する令第9条第1項の基準のうち第1号、第2号及び第4号から第8号まで並びに令第20条第1項の規定は適用しないこととして差し支えないこと。

(1) 建築物の構造

ナトリウム・硫黄電池を設置する室は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とすること。

(2) 窓及び出入口

ナトリウム・硫黄電池を設置する室の窓及び出入口には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。ただし、延焼のおそれのある外壁及び当該室以外の部分との隔壁には、出入口以外の開口部を設けないこととし、当該出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の甲種防火戸を設けること。

また、当該室の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(3) 消火設備

次の要件に適合すること。

ア 設置される電気設備の消火に適合する第五種の消火設備をナトリウム・硫黄電池施設の床面積100㎡以下ごとに1個設置していること。

イ ナトリウム・硫黄電池施設の床面積が200㎡以上となる場合には、設置される電気設備の消火に適合する第三種の消火設備を設置していること。

第3 危険物取扱者等

1 危険物取扱者による危険物の取扱い等

ナトリウム・硫黄電池施設におけるナトリウム・硫黄電池の監視、制御等は危険物の取扱いに該当するものであり、法第13条第3項の規定に従って行うことが必要であること。

第1に定める要件に適合するナトリウム・硫黄電池施設においては、ナトリウム・硫

黄電池の監視、制御等は、当該施設の所在する場所と異なる場所において行って差し支えないこと。この場合において、監視、制御等が当該施設の所在する市町村の区域外において行われるときには、当該施設が設置される区域を管轄する市町村長等は、当該電池の監視、制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の区域に設置される場合には、当該区域を管轄する都道府県知事）と必要に応じ情報交換等を行う必要があること。

また、ナトリウム・硫黄電池施設の外部の見やすい場所に緊急連絡先等を掲示しておくとともに、緊急時等に危険物取扱者等が必要な対応を速やかにとれるよう連絡体制等を整備すること。

2 予防規程

予防規程が必要となるナトリウム・硫黄電池施設においては、次の事項を予防規程に明確にしておくこと。

- (1) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う場所（則第60条の2第1項第6号関係）
- (2) ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う体制（則第60条の2第1項第6号関係）
- (3) ナトリウム・硫黄電池施設における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制（則第60条の2第1項第11号関係）

第4 その他

第1の1に掲げるナトリウム・硫黄電池の安全性能については、危険物保安技術協会において試験確認業務を実施することとしていること。

凡例

法：消防法（昭和23年法律第186号）

令：危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

則：危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

別添

ナトリウム・硫黄電池に要求される火災安全性能

1 単電池

(1) 単電池の過充電に対する安全性

充電末（完全に充電した状態をいう。）の単電池をさらに充電し、過充電により電解質が破損した場合においても、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

(2) 単電池の短絡に対する安全性

単電池に短絡が発生し、過大な電流が流れた場合においても、単電池が破壊せず、危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

(3) 単電池の昇降温に対する安全性

単電池を放電末（完全に放電した状態をいう。）の状態から運転温度から室温まで降温し、再度運転温度まで昇温させた場合に危険物が単電池の外部へ漏えいしないこと。

2 モジュール電池

(1) モジュール電池の短絡に対する安全性

モジュール電池の外部で短絡が発生した場合に、モジュール電池内のヒューズが速やかに遮断され、短絡が安全に終了し、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(2) モジュール電池の防火性

モジュール電池の外部で火災が発生し、火炎にさらされた場合にあっても、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(3) モジュール電池の耐浸水性

運転温度のモジュール電池が浸水した場合にあっても、単電池が破損せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。

(4) モジュール電池の自己消火性

モジュール電池の内部で、単電池を強制的に破壊、発火させた場合、周囲の単電池に破壊が連鎖拡大せず、自己消火するとともに、危険物がモジュール電池の外部に漏えいしないこと。

(5) モジュール電池の構造的強度

モジュール電池が落下等の外的衝撃を受ける場合において、単電池が破壊せず、危険物がモジュール電池の外部へ漏えいしないこと。